

午前10時02分

○委員長（小山 直子）

- ・ 遅刻委員連絡（能登谷委員）
-

午前10時02分開議

○委員長（小山 直子）

- ・ 開会宣告
 - ・ 議題の確認
-

1 閉会中継続審査事件

- (1) 陳情第9号 函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号・第2号・第3号

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件について何か発言あるか。（なし）
- ・ 本陳情について結論を出せるか各会派の意見を伺いたいと思う。なお、継続の場合は継続の理由もお願いする。

○吉田 崇仁委員

- ・ 陳情第9号だが、これ、国がどのような取り扱いになっているか、国のその点がまだ全く読めない状態である。うちとしては、第1項第1号から第3号まで継続で、まずは推移を見極めたいという考えであり、継続でお願いする。

○福島 恭二委員

- ・ 私どもも市政クラブさんと同じで、そういう方向で引き続き継続でお願いする。

○池亀 睦子委員

- ・ 今、改正に伴う現場にどう落ちてくるかという状況にあるので、継続として様子を見たいと思う。

○佐々木 信夫委員

- ・ うちも国の動向がまだ定まらないということで、前回同様継続でお願いする。

○本間 勝美委員

- ・ 学童については、自治体間の格差というか、さまざまな自治体で事情が異なっていて、先日帯広市に行ってきたが、帯広市は指定管理者ということで、保育料が5,000円である。というところもあるということで、どういった函館のモデルケースが、今、市レベルでは議論されていると思うが、そこを注視しながら、あと国の動向も見極めながら、ここの委員会でも判断していったらいいのではないかなと思うので、共産党としても継続でお願いする。

○委員長（小山 直子）

- ・ 皆さん継続ということなので、本件については次回以降引き続き審査していく扱いとする。
- ・ それでは、本件はこれで終わる。

(2) 陳情第20号 医療機関に搬送された患者の身寄り調査と引き取り手のない御遺体の対応を求める陳情第1項、第2項、第3項

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、前回までの委員会での議論を踏まえ、陳情者と電話でも話をし、ファックスのやり取りをさせていただいたり、最後は病院のほうに伺って直接お話もしてきた。今まで民生常任委員会で熱心に話し合いをしていただいたことに大変感謝をしておりますということであった。ですけども、難しい判断なんだろうけれども、最後まで判断をしてくださって結構ですということだったので、陳情者の意向に沿うように、結論をきょう出してもいいのではないかと私としては思っている。
- ・ 本件について何か発言あるか。（なし）
- ・ 本陳情について結論を出せるか各会派の意見を伺いたいと思う。なお、継続の場合は継続の理由も願います。

○吉田 崇仁委員

- ・ 市が十分陳情者と話し合いもしたと思うが、これ以上の調査を行う明確な理由が見当たらない。判断できないという、いわゆるこれ以上入っていけないという今の制度上の理由もあるので、うちの会派としては第1項から第3項まで結論を出すということによい。

○福島 恭二委員

- ・ 私どもも結論を出すべきというふうに思っている。前回もいろいろ調査をしたが、法的にも問題もあるところもあるので、できれば陳情者に取り下げていただきたいという意見も申し述べてきたとおりで、現時点ではそれにも応じていないという状況からすれば、さまざま法的に問題もあるので、この際結論を出していくべきと思っている。

○池亀 睦子委員

- ・ 結論を出そうと思っている。今、市としてこの陳情書に対してのできることは最大限対応されたと思うので、そこを評価して、一つの結論を出したいと考えている。

○佐々木 信夫委員

- ・ うちも当初は陳情者と市の関わりというか、あまりいい関係ではなかったが、市もそれなりに対応して、よくやっているなと思っているので、結論を出さざるを得ないなというふうに思う。

○本間 勝美委員

- ・ この間、陳情者と市と、二度だったが、話し合い、懇談の場もあり、陳情者の思いが、市としてできるところはかなりクリアできたのかなという思いではある。そういうことから言うと、これ以上引き延ばしせず、きょうで結論を踏ってもよいのではないかなと思っている。なかなか市レベルの問題ではなく、やはり超高齢社会を迎えた現代の日本社会で、国の法律等々の見直しがされなければ、なかなか解決ができないこともたくさんあると思うので、函館市の議会としても、そういうことも含めて、注視していきたいと思っている。結論ということによい。

○委員長（小山 直子）

- ・ 全会派、本日結論を出すべきということなので、後ほど改めて協議により各会派の態度をお伺いする。
-

(3) 陳情第22号 福島第一原発事故による放射能の影響を恐れて福島県からの避難者に関する「福島子ども安心基金」創設の陳情

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、前回までの委員会での議論を踏まえ、陳情者に確認したところ、陳情の取り下げ願を提出する意向であるとのことであった。

○委員長（小山 直子）

- ・ 本件について何か発言あるか。

○道畑 克雄委員

- ・ 今、委員長からあったとおり、陳情第22号について取り下げの予定だということなので、ちょっときょう間に合わなかったのかもしれないと思うが、それをもって当然整理されることだと思うので、きょうの委員会の取り扱いとすれば、継続のままにしておくということでもいいのではないかと思うが。

○委員長（小山 直子）

- ・ 道畑委員から、陳情者の意向を踏まえて、本日は結論を出さず、継続審査としてはどうかとの発言があったが、各委員、いかがか。（異議なし）
 - ・ それでは、本件については継続審査ということで確認をさせていただく。
 - ・ それでは、本件はこれで終わる。
-

(4) 陳情第23号 函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情第2項、第3項、第4項

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件について何か発言あるか。（なし）
- ・ 本陳情について結論を出せるか各会派の意見を伺いたいと思う。なお、継続の場合は継続の理由も願います。

○吉田 崇人委員

- ・ これも陳情第9号と同じく、子育ての支援を求める陳情は、国の状況もあるので、まず継続としてお願いしたいと思っている。第2項から第4項まですべて継続である。

○福島 恭二委員

- ・ 私どもも市政クラブさんと同様に、国もなかなか決まりそうで決まらないということもあって、まだ継続中なのである。そういった状況を見据えるべきだということで、現時点では引き続き継続ということにすべきではないかと思っている。

○池亀 睦子委員

- ・ 先ほども申し上げたが、子ども・子育て支援法と児童福祉法の改定に伴う、函館市がどのような条例を定めていくのかという精査も今後必要かと思うので、継続で考えている。

○佐々木 信夫委員

- ・ うちも継続で願います。

○本間 勝美委員

- ・ 私たちも池亀委員がおっしゃるとおり、国の法律の改正に伴う条例の制定等々、議論することがたくさんあるので、今の現段階では継続ということをお願いする。

○委員長（小山 直子）

- ・ 皆さん継続ということなので、本件については次回以降引き続き審査していく扱いとする。
- ・ それでは、本件はこれで終わる。

○委員長（小山 直子）

- ・ 先ほど結論が出せるという話になった陳情第20号に対する協議を行う。
- ・ 陳情第20号 医療機関に搬送された患者の身寄り調査と引き取り手のない御遺体の対応を求める陳情について、順次各会派の賛否をお伺いする。

○吉田 崇人委員

- ・ この陳情20号については、先ほどもお話をしたとおり、制度上の判断ができない理由もあるので、第1項から第3項までバツである。

○福島 恭二委員

- ・ 同様である。

○池亀 睦子委員

- ・ 同じです。

○佐々木 信夫委員

- ・ うちも民主さんと同じようにバツ。

○本間 勝美委員

- ・ 結構悩ましい問題があり、要はマルの部分とバツの部分がこの中に入っていると。どちらにしても、結論を出さなければならないという立場でもあるので、先ほど言ったように、この間の陳情者と函館市保健福祉部との懇談で、十分成果が上がっているのではないかなと思っている。なるべくであればバツはつけないが、そういった法律、制度面の問題があるということなので、十分にマルということも含めた意味もあるが、バツにしなければならないということで、バツということをお願いする。

○委員長（小山 直子）

- ・ 各会派の採決態度、どの会派もバツということで確認する。
- ・ ここで何か発言あるか。(なし)
- ・ これで協議を終了する。
- ・ 休憩宣告

午前10時17分休憩

午前10時27分再開

○委員長（小山 直子）

- ・ 再開宣告
- ・ これより陳情第20号 医療機関に搬送された患者の身寄り調査と引き取り手のない御遺体の対応を求める陳情を採決する。それでは、第1項、第2項及び第3項を一括して採決する。各件は採択することに異議ないか。（「異議あり」の声あり）
- ・ 異議があるので、起立により採決する。各件を採択することに賛成の委員は起立願う。（起立なし）
- ・ 起立なしである。したがって、各件は不採択と決定した。
- ・ 委員長の報告文については、委員長に一任願いたいと思う。これに異議ないか。（異議なし）
- ・ 報告については改選後の民生常任委員長が行うこととなるので、御承知置き願う。
- ・ 以上で閉会中継続審査事件を終わる。

2 閉会中継続調査事件

(1) 産業廃棄物処理施設設置計画について

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、前回までの委員会において、生活環境影響調査専門委員会の状況を踏まえ、調査を進めていくことを確認していた。
- ・ 第3回専門委員会の会議録については、先週、市のホームページで公開されており、取り急ぎ、皆様にもお配りしたところである。
- ・ また、本件については、平成25年4月5日付で議長に対し函館市町会連合会北部地区協議会から要望書の提出があり、こちらも皆様にお配りしているので、お知らせする。
- ・ 本日の調査の進め方についてだが、本日は、理事者に出席をいただき、専門委員会の状況等を踏まえ、調査を進めていきたいと考えているが、いかがか。（異議なし）
- ・ それでは、環境部の出席を求める。

（環境部 入室）

○環境部長（高橋 良弘）

- ・ 4月1日付人事異動に伴う理事者紹介（環境部長、次長、環境総務課長）

○委員長（小山 直子）

- ・ それでは、本件について何か発言あるか。

○本間 勝美委員

- ・ 今回、3月に行われた第3回目の専門委員会の会議録が公開された。市民にとっても本当に重要な内容が含まれていると思うので、この場でちょっと理事者に対しての質問を何点か行いたいと思う。

- ・ 各委員には今言った第3回の専門委員会の会議録が配られていると思うが、私も時間がない中でちょっと内容をすべて精査したわけではないが、拝見した。幾つか疑問だとかはあるが、まず率直に感想を言うと、全体的な感想を述べさせていただくと、議事のやりとりって、事務局、委員長、委員、事業者ということで出てくるが、肝心の事業者の受け答えがあんまり出てこない。どちらかというと、事務局、環境部になると思うが、環境部が委員からの質問に対して答弁しているというところがある。決してこれ、函館市は許可権者ではあると思うが、今回の施設については函館市営というようなものではないと思う。そこでちょっと感想だが、本来であれば事業者サイドが委員から聞かれたことに対して答えるのが筋ではないのかなと思うが、その辺について環境部としてどう受けとめているのかなというふうに思うが、まず一点お聞きしたいと思う。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、委員のほうから進めの部分について、今回、事務局が多く答弁をしているという部分についての御質問だが、第1回、第2回と事業者それから各専門委員ということでやりとりをさせていただき、かなりの項目が宿題というか、残されたものである。それについて、事務局、環境部のほうで事業者と整理をして、その結果を第3回の部分については御報告をしたということであり、今、御指摘があったように、市営云々とかということではなくて、あくまでも事業者としての結果を、大幅に変わったので御報告をしたということである。

○本間 勝美委員

- ・ その点については、わかった。
- ・ 1ページから34ページということで結構な量があると思うが、特にその後半の部分にも重要なことが書かれているかなと思う。ちょっと一つ一つ質問したいと思う。
- ・ まず、この施設は焼却炉と処分場と一体型という施設的な特徴があると思うが、その焼却炉から出る煙が、生活環境影響調査を見ると、すべて年間を通して新中野ダム方向に流れているというような結果が公表されていた。その専門委員の指摘も載っているが、事業者は函館の海洋気象台のデータをもとにしているということである。ただし、専門委員の指摘では、ここは相当複雑な地形だと、気象台のデータだけではなかなか図りかねないということで、事業者に対して調査をなささいというようなことで求めていると思うが、それに対する答えが、開発行為をして山を削ったところで再度調査しますよというような答弁だった。それで、私はこの答弁を聞いて、ちょっとおかしいなと思っていて、本来であれば許可が出る前に調査をするべき問題ではないのかなと思う。普通、市民の方が見れば、そう思っても不思議ではないと思うが、それに対して環境部としてどう考えているのか、ちょっとまずお聞きしたいが、よろしいか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今の生活環境影響調査上のダイオキシンの拡散、有害物質等の拡散の部分についての御質問だが、まず事業者は現地で1年間、風向、風速等の調査をしている。その結果、現地では南西の風が非常に卓越をしていると。一方、比較対象としての海洋気象台の部分については、そういうような風向にはなっていないということで、専門委員のほうから、やはりそこが山間部等の複雑地形によって一定風が整理をされた感じで、風向、そのような形になっているのではないかということである。土地の改

変等については、今、山間部の状況なので、やはり土地を改変してみなければ、本当にその可能性は低いというふうなお話だったが、上空の風が若干、山、谷を埋めることにより、風向は変わる可能性も否定はできないということである。ただ、そこは開発行為等を興して、整理をしていかなければ、実際の風というものは調査ができないということなので、その部分については、開発行為等の許可がおりて、土地が整備をされた段階で、再度はかっていくと。ただ、その可能性として指摘されるのは、全く違う方向に行くということではなくて、海洋気象台で測られているような風向になる可能性もあるのでということで調査をするようにということである。

○本間 勝美委員

- ・ 本来であれば、許可する前にどういったデータ、しっかりとした根拠のあるデータを示してから許可を与えるというのが、たぶん筋だと思う。実は、大間原発の問題を出すのもちょっとあれかなと思うが、先日の5月13日の参議院の予算委員会での茂木経産大臣の答弁で、大間原発、今つくられつつあるが、出来上がった段階で新しい基準に従って安全性がチェックされるという答弁だった。今回の施設についても、それではだめだと思う。あそこは本当に自然環境豊かなところである。仮に開発をしてから風向調査しましたと。で、調査した結果、データが出る。それに対して、その時点で、この場所が焼却炉をつくるのがふさわしくないよといった場合に、事業者の負担も相当になる。それは一回許可してから、許可が出てから、結果として調査をしました。でも、風向の調査をした結果、不適切というか、そういうものっていうのは一体誰が判断するのかということもわからなくなると思う。今、専門委員会が開かれているので、しっかりと専門家がチェックできるが、そうであれば、今後、その調査結果って誰が今度チェックをするのか。また再び専門委員会が新しいメンバーで開かれるのかどうかということになると思うが、その辺の認識っていうのはどうか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今の御質問についてだが、まずダイオキシンを例に挙げて説明をすると、基本的にダイオキシンは焼却炉から出る規制基準値というのが決まっている。それが大気に拡散をされていくということで、シミュレーションをかけて、どういう方向にということである。なので、その部分での例えば最大着地点、一番濃度が濃くなるだろうという部分について、例えば環境基準に定められているものが順守されているかどうかということ専門委員会を審議をするということになるので、あくまでもその範囲内の中で、風向が違うことによって着地点の位置が変わるということなので、その部分について大きな環境上の支障が出る、出ないということではないというふうに考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 現状でも、新中野ダムという、本当に市民の水がめになっているところに風が流れているということなので、私は現状でも、これは大変な問題だなという認識である。函館市長の考えとちょっと違う。それで、やっぱりこういうことは市民に、今回はこの専門委員会の会議録ということでインターネットには公開されているが、インターネットを持っていない方もたくさんいる。やはりこれは、本当に多くの市民に公開して、議論していかなければならない問題だなと思う。
- ・ 次の視点で、また質問したいと思う。今回、私も以前のこの委員会の中で、トラックの転落事故について、写真も示しながら質問させてもらったが、今回、事業者のほうで、それを解決するために、

新たにその道路を通らないような、取りつけ道路をつくりますと。未来大学の前の道路、真っすぐ突き当たりますよね。丁字路のところの道路を真っすぐ突き破って、処分場のほうに、処理施設のほうにつながる取り付け道路をつくりますという計画を公表した。先日開かれた都市計画審議会の中でも、そのことについて議論されたと思うが、その開発行為によって、恐らく、かなりまたその自然環境、石川の源流部ということになるので、その結果、生活環境というか、自然環境が大幅に破壊されるのではないかなと思う。函館市として、過去に南北海道自然保護協会に委託して、何カ所か、3カ所だったか、自然環境の調査も行っているが、私はやはり今回の事業を進める上では、許可を与えるためには、今回開発地域がさらに拡大したということからも、自然環境の調査をまたやり直す必要があるのではないかなと思うが、その辺やっぱ、環境を守るためには、環境部の仕事でもある。そういう意味でどう考えているのかお聞きしたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、道路の問題について御質問があった。道路の新しく、道路というか、敷地内通路を設置することについては、今、委員から御指摘があったが、やはり利害関係者からの意見書等の中でも、やはり狭い道路で廃棄物を積載した車が仮に転落するという等々について、非常に不安の声というものも寄せられていた。過日の委員会の中でも、本間委員のほうから、そういうような御指摘も受けたので、その部分、事業者にもお伝えをし、今回事業者のほうで、新たに敷地内通路というか、現道の市道を通るということではなく、つくりたいということであった。まず、その許可の部分については、開発行為の許可の部分になるので、所管は都市建設部という形になるが、基本的に現地の部分については、石川の下流部の部分をどうしてもまたがざるを得ないということで、その部分もあるが、基本的に上流部の部分についての土地を改変するものではないというふうに考えているので、新たな自然環境の調査等々については必要ないものというふうに考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 今の下流部というような発言があったと思うが、全体的に見れば源流部である。源流部の中の下の方というような意味かと思うが、本当に手つかずの自然が残る、函館の市街地から近いところでは、本当に貴重な存在の河川ではないかなと思う。事業者の調査では、スナヤツメという生物も生息しているというような報告もあるので、やはり函館市の自然、その地域における自然環境に与える影響というのはかなりの部分あるのではないかなと思う。なかなかその事業者の所有する土地ということで、なかなか函館市としても、どこまで目配りができるのかなという、危険性というか、そういうことがあるのではないかなと思う。
- ・ あと、今回の敷地内通路をつくるために、新しい調整池というものも設置するよと書かれているが、それも道路だけでなく、もちろん森林伐採も含めた開発行為になると思うが、どのぐらいの規模の調整池が想定されているのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、新しくできる、予定している敷地内通路の調整池の話があったが、その部分についての審査の部分については、環境部のほうではなくて、都市建設部の開発行為の許可の中で行われていくものである。ただ、考え方とすると、当然、都市建設部とも協議をしているが、あくまでも新しく通路が

できるということによって、そこに降った雨が一気に下流部に流れていかないように、その部分については計算をして、必要な調整池の量、大きさとか、そういうものを定めているというふうには聞いている。

○本間 勝美委員

- ・ 大規模な開発がまたさらに進むということになると思う。
- ・ あとは、この専門委員会の会議録の18ページに、専門委員の方から、一日226トンの確保が生命線になるよということで、焼却炉の設置に当たっては、この一日226トンの水を確保できるかどうかというところにかかっている。例えば、226トンの水を毎日確保できないということになれば、焼却炉自体が、計画自体が見直しとか、中止せざるを得ないということになると思うが、それでよいか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 焼却炉の水の確保についてのお尋ねだが、基本的に今、事業者が考えているタイプの焼却炉は減温のために水を使用するという形になるので、何らかの水の確保というものは、これは専門委員会でも指摘されているように、必須条件という形になる。ただ、焼却炉、いろいろ冷却方法はあるので、仮に水が確保できないという場合については、空冷で減温をするというタイプもあるので、万が一、そういうことが確保できないという場合については、事業者が何らかの方法を考えるということなので、全体の計画が中止になるということではないというふうに考えている。

○本間 勝美委員

- ・ この地下水に関して、この水の確保について、この辺も専門委員会からも指摘されて、事業者がいろいろ計画を変更した。タタラ沢川、今、地図がないが、タタラ沢川という、森病院さんがあるあっちの方面、タタラ沢川のほうから水を取水をするという計画だが、相当高低差があるのではないかなと思うが、その水をタタラ沢川のほうから、水をどのように高いところの部分に引き込んでいくのかという、なかなかその辺のイメージができなかったのも、もしその辺が、事業者から工法も含めて聞いていると思うので、もしわかれば、教えていただきたいと思う。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、事業者は、当初の計画地の場合については、そこで取水をすることによって、周辺の井戸等に影響を及ぼす恐れがあるということを専門委員の方からも指摘をされており、事業者が今回、急に場所を変えると。当然、事業者の敷地内に、タタラ沢川の方向、現地からいくと北西方向になりますか、そちらの方向で井戸を取水するというので今、進めている。
- ・ 御指摘の高低差の部分について、どのような方法でということだが、今、聞いている話では、ポンプアップをして、焼却炉のほうに持っていくと。導水管を用いて、ポンプアップして持っていくというふうに聞いている。

○本間 勝美委員

- ・ このタタラ沢川の周辺部に井戸を掘るということで、この会議録を見ると、周辺に民家もあるよと。井戸も利用されている。その方、市民に影響がある可能性も、事業者が井戸を掘って、そこから取水をすることによって、もしかすると現在その利用されている民家、市民の方の井戸が低下して、枯れてしまうという可能性もあると思うが、今回のその計画変更に伴い、そのタタラ沢川周辺の市民への

周知、あるいは説明会等々を行う必要が出てくるのではないかなと思うが、その辺、環境部としてどう考えているか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今の取水地点の変更に伴う御質問であるが、今回取水地点を変更するというので、議事録のほうにも載っているが、専門委員の方にも現地を確認してもらったりというようなことをしている。今、お話があった直近の民家、約400メートル先ぐらいにあるが、そこも井戸を使っている。ただ、その部分は対岸になっており、今取水する地点が左岸側で、タタラ沢川を挟んで右岸側ということなので、通常の地下水であれば、負圧地下水ということで、第一帯水層の地下水を使用になっているというふうに考えているが、河川を挟んで向こう側になるので、影響はないというふうに専門委員会の中でも話が出ているので、改めてその部分について説明会等々を開催するということについては考えていない。

○本間 勝美委員

- ・ 当該地区は恐らく桔梗町になるのかなとは思いますが、今、説明会はやらないよというようなお話だったが、少なくともやはりその地元の町会等に大幅な計画見直しで、タタラ沢川の上流域に対して事業者が井戸をつくって取水をするということは、しっかりと伝えていく必要があるのではないかなと思うので、ぜひそのことは地元の町会にはわかりやすく事実を伝えていただきたいと思うが、いかがか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、地元町会等々へのお話であるが、まず現地は亀田中野町になるかというふうに聞いている。なので、桔梗町会等については該当町会ではないということだが、今、そういうお話もあったので、ちょっとその部分については、桔梗町会の部分について、どうするかという部分については検討したいというふうに思う。

○本間 勝美委員

- ・ 今回のこの施設建設に当たっては、町連の北部地区33町会が市長、議会宛てに反対の要望が出されている。桔梗だけの問題ではないと思う。本当に全市民的な問題ではあると思う。それで、今回この大幅な計画の、かなり見直しがされていると思う。私も環境部に行って縦覧してきて、たくさんコピーもしたが、かなりの部分の変更がされているという状況のもとでは、改めて新しい、今回変わった変更点について市民向けに縦覧の期間を設けていただきたいと思うが、いかがか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、再縦覧のお話があった。施設については、まず大きな構造という部分については、それほど変わっていないという認識を持っている。ただ、やり取りの中で、シートの張り方だとか、それから浸出水管の配置の仕方だとか、それから、よりリスクを減らすために、焼却炉であれば、ばいじん計の設置だとか、情報公開等々ということでの指摘がなされているというふうに感じているので、施設自体が大きく位置を変えるだとか、アセスの内容が大きく変わるということではないというふうに考えているので、改めて縦覧のやり直しということは考えていないが、一方では昨年10月から縦覧を行っており、その部分で御覧になった方、市民の方25名いらっしゃるが、基本的にはその方々について

は、やはり施設の、シートの張り方とはいえ、変わっている部分もあるので、御案内をして、再度申請書を見ていただくということは考えていきたいと思う。

○本間 勝美委員

- ・ 先ほども言ったが、町連の北部地区、33町会がこの計画について反対という要望が出されている。今の答弁を聞くと、前回縦覧した25名だけということだが、これでは到底納得できないのではないかなと思う。少なくとも北部の33町会の、町会の町会長さんなり町会の役員さんなり、町連も含めて、これはしっかりと公表しなければならない問題ではないかなと思う。たった25人の問題ではないと思う。その辺、しっかり市民向けに、何もやましいものはないですよ。であれば、ちゃんとしっかり再縦覧するべきだと思う。どうか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、再縦覧についてのお尋ねであるが、まず10月から行った縦覧については特段対象者を絞ることなく、全市民を対象にして縦覧というものを、まず制度的に行っている。その中で、結果的に25名の市民の方が縦覧に来られたという状況であるので、北部地区の町会の関係者の方についても、そういう部分については、そういう縦覧を行いますということについては新聞等々で、それから御承知の上でというふうに考えているので、また改めてその部分について再縦覧を行うという部分については現在考えてはいない。

○本間 勝美委員

- ・ 前回の縦覧のときから、その後、大きな変化が起きている。前回の縦覧のときには、かなりの市民の方はこの計画自体、存在自体知らない方もたくさんいた。北部のその要望が出たのも、本当にごく最近のことだと思う。本当に状況が変わっていると思う。前回の縦覧のときに25名しか来なかったよというだけで25名だけに再縦覧するということは、本当はおかしいのではないかなと思う。現在の市民の、この問題での到達点というのは、北部の33町会が反対をしているという状況である。なので、しっかり函館市として市民向け、33町会に限らず、函館市民向けに再度、再縦覧を行いますと、そういうことのちょっとメッセージを、ここで上げてほしいなと思う。きょうも報道機関の方も入っているので、ぜひそのことを、環境部長、どうか。市民にとって本当に大きな問題なので、ぜひ再縦覧をお願いしたいが、だめか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ まず今の御質問で、私のほうからちょっと先に答弁させていただきたいと思うが、まず法律的な部分が1点ある。法律部分については、告示をして縦覧を下さいということになっているので、それに基づいて昨年10月に実施している。再縦覧の部分については、専門委員会の中からも意見があったが、やはりいろいろ書類等で変わっている部分もあるので、やはり一度御覧になった方については、再度、こういうふうにして変わったという部分についてはお見せをしたほうがいいのではないかなということ、そういう意見もあったので、市としても当然そのように考えていたので、対象者を絞ってやりたいということである。一方、町会のほうについては、昨年7月に、当時、周辺6町会からの要望があり、住民説明会が6町会主催であった。その中で施設の構造等々については御説明をしているところで、事業者から事業計画内容、それから環境部のほうからは法律上の内容ということで御説

明をしている中での手続だというふうに思っているので、各町会の部分について、全くそういうことを知らないということにはならないのかなというふうには考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 昨年、石川町会館で開かれた説明会は私も知っている。ただ、その時点から現在まで、専門委員会の指摘を受けて、かなりの変更箇所があると。再縦覧をやるということが、そういった不安を抱える市民にとっても、不安解消になるメリットもあると思う。事業者にとっても、函館市にとっても。それをやらないということにならないと思う。恐らく平行線をたどると思うので、この問題についてはここまでにしておく。
- ・ もう一つ、地滑り地形ということで、市民からも意見書が上がっていた。あとは私たちも本会議の中でも質問をさせていただいた。先日行われた都市計画審議会の中でも、環境部のほうからそのことについて、地滑り地形ではないよと、その可能性は低いよといった答弁があったと思うが、ちょっとこの委員会としてはまだその話は聞いていないので、ぜひその地滑り地形ではないという根拠についてちょっとお知らせ願いたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、地滑りについての御質問である。本来であれば地図等を用意して御説明するのが一番わかりやすいが、口頭で大変申しわけないが、御説明をさせていただきたいと思う。まず、現地が地滑り地形なのかどうなのかということについては、今、委員からもお話があったとおり、非常に多くの利害関係者の意見の中からも指摘をされている事項であったので、市としても専門委員会の委員とも協議をしながら、非常にこの部分については、勉強というか調査研究をしてきた部分である。結論的に申すと、地滑り地形か否かの部分については、まず地質上の問題と地形上の問題と2点が大きくあるというふうに考えている。まず地質については、現地の地質図を手に入れて、そこと北海道のほうと国の外郭機関のほうで地滑り地形マップというものを出している。その部分と照らし合わせた結果、確かに亀田中野地区というか赤川の上流部、新中野ダムの上流部のほうは非常に地滑りの多発地帯ということは両マップにも載っている。ただ、その地質もやはり峠下火山砕屑岩類という、そういう地質だが、現地も同じ地質になっている。その地質の比較で言うと、現地は地滑り地形マップでは地滑り地形というような表記はされていない。これから考えるには、その同じ地質であっても、やはり地質だけでは地滑り地形かどうかというものは判断ができないと。なので、峠下火山砕屑岩類を持ってして地滑りが起こりやすい地質だというふうには言い切れないというふうに考えている。一方、地形の部分であるが、地形の部分については現在、平成15年に許可が出て、中間処理施設を16年からやっているが、それ以前の地形図を入手して、それと地形が地滑りが起こりやすい地形という部分で比較対象をしている。地滑り地形については、やはり急な崖があったり、それから崖が崩れると、その部分の土砂が前面のほうに移動するという形になるので、その部分の移動した土砂がやはり緩斜面を形成すると。それから水系の異常だとか、末端の隆起だとか、いろいろそういうものがある。その部分について現地を地形図で見た感じでは、確かに急斜面にはなっているが、そこはどちらかというと谷地形ということで、地滑りが起きてなっている地形ではないと。それはなぜかという、もし地滑り地形であれば、そこで崩れた土が前面なりになければならないと。土の収支が合わない。そ

れから、水系の異常についても、そこは普段水が流れていない更地になっているが、その下にもきちんと途切れることなく地下水が湧水として湧き出ているということである。それから、直近の農家が使っている井戸、ここの地質図、柱状図だが、そういうのも入手をした。その結果、そこに堆積している部分については扇状地のものであるというような記載等々もあったので、現地、確かに急ではあるが、いわゆる地滑りによってなっている地形ではないという、この2点から考え合わせると、現地が地滑り地形という可能性については極めて低いものというふうにして判断している。

○本間 勝美委員

- ・ 今、峠下火山砕屑岩類ということで、否定はできないということだと思うが、国土交通省でもいろいろ今、全国の地滑り地域を調査しているが、まだ予算の関係もあって全国的にはほとんど調査がされていない状況である。北海道の中でもその地滑り地域が一体どこなのかというところは、まだまだ把握されていない状況もある。今回のその建設予定地は、現状では恐らく自然の木も生えているということで、危険性としてはあまりないのかもしれないが、開発行為に伴って周辺の環境が変わる。例えば今ゲリラ豪雨だとか、気象変更が激しいということで、そういった雨が、行き場を失った水がそこにも入ることによって、どういった影響があるのかということが問われてくるのではないのかなと思う。今までの過去の資料、データを集めて積み重ねると、危険性は低いよということはあると思う。ただし、大きな開発行為、あとは現在起きている異常気象による大雨、そういったたくさんの方のことを勘案すれば、私は危険性としてはあるのではないかと。根拠を示すといったらなかなか難しい問題ではあるが、そういうことはあるのではないのかなと思う。やはり函館市の下流域は農業地域でもあるし、そこでやはり地下水を使っている、井戸を使っている市民もいるので、やはりそういうことを総合的に勘案して、函館市として最終的に許可を与えるということ、ぜひしていただきたいなと思う。
- ・ 長くなったが、最後に質問したいが、遮水シートについて、この間、第1回、第2回、第3回と会議録を拝見させてもらっているが、たしか第1回か第2回のときに、その遮水シートの名前が、アルファベット3文字の遮水シートの名前が出てきた。事業者の報告されたもので、アルファベット3文字の遮水シートの名前が出てきた。これ、ちょっと私もインターネットとかいろいろ調べたが、どういふものなのかということがよく理解できなかったのも、もしわかれば教えてほしいなと思う。
- ・ もし出てこなければ、あとからそのシートを、名前が1カ所だけ出ていたので、そのシートについて、どういふものなのかちょっとお知らせ願いたいなと思ってた。なぜ聞くのかというと、この間の福島第一原発の汚染水をためるものをつくるが、そこで汚染水が漏れたということで、あの使っている白いシートが産廃の処分場で使っているものであるというような指摘もされているので、用途外目的で、本来であれば産廃の処分場で使うものを今回水をためるものに使ったということで水漏れになったと思うが、もしかすると今回事業者が使うようなシートと同じようなものなのかと思うので、ちょっとその辺、後日でもいいので、教えてほしい。
- ・ 最後に、今回の第3回の専門委員会の会議録全般に言えることだが、本当に市民に伝えなければならぬ問題がたくさんある。果たして今の状況で許可をしていいのかどうかということもたくさん書かれている。それで、最後に事業のスケジュールだが、今後、第4回、たしか第4回までは専門委員

会が開かれるというような話だったと思うので、今、スケジュール的にどのような流れになっているのか。第4回は大体いつぐらいにあるのか。第5回とか第6回とか、もしかしたらあり得る話なのか。その辺を最後に聞いて終わりたいと思う。

○環境部長（高橋 良弘）

- ・ 今、本間委員のほうから今後のスケジュールということで質問があった。それで、今、本間委員のほうから3回目の委員会のことについていろいろ御指摘もいただいたり、質問もあった。そうした中で、3回目の委員会でそういった質問もあったということで、やりとりをさせていただいて、今、事業者のほうで現在、地下水の確保の問題だとか、あと図面、書類等の修正作業を行って、第4回の委員会に臨むという形になっている。ただ、第4回の委員会の部分については、そういった部分があるので、まだ開催がはっきりしていないといった部分もあるので、その辺はちょっとお時間をいただければというふうに思う。最終的な流れとしては、そういった委員会、4回目を開いて、計画されている施設周辺の生活環境の保全について配慮がなされているということについて最終結論が得られ、委員会として調査審議の結果を市長に報告した後で、廃棄物処理法に基づく設置許可を出すことというふうになるが、ただ、まだほかの法律、建築基準法だとか都市計画法などに基づく許可もあるので、そういった部分もまだ審査しているといったような状況もあるので、それらを踏まえて、今後スケジュール、審査等も含めて進めていきたいというふうに考えている。

○本間 勝美委員

- ・ もし仮にこれが順調に許可されるといった場合に、事業着手から完成までというのはどのぐらいになりそうなのか。その辺がもしわかれば。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 仮に許可になって、事業着工して稼動するまでどれぐらい時間がかかるのかということだと思うが、大体事業者は1年程度で工事着工から営業開始したいというふうに聞いている。

○能登谷 公委員

- ・ 1点だけ聞かせていただく。一応委員ということで聞くが、いわゆる要望書が函館市町会連合会北部地区協議会から会長名で出されていると。北部地区協議会というと33町会である。これはやはり町会の住民全員から聞いた、聞かないという部分も確かにあるかもしれないが、町連のいわゆる協議会名で出てくるというのは大きいと思う。この要望書に対して環境部がどう対応するのか。あるいはしないのか。いや、全部いろんな部分でこれからやるんだから、まだそれやってるって？、この要望書に対する対応はどのようにするのか、その1点だけちょっと聞かせていただく。

○環境部長（高橋 良弘）

- ・ 町連の北部地区協議会からの要望については、先月の11日に若松会長以下、全員で4名の方々がいらっしゃって、私に対応させていただいたところである。そうした中で、地域の皆さんの施設を思う気持ちは理解できないわけでもないということもお話をしたし、それから廃棄物処理法に基づく基準に適合していれば、必ず許可しなければならないといったことも含めて、ただ皆様からの御意見を真摯に受けとめながら対応していきたいというふうにお答えをしている。そうした中で、住民の皆様、北部地区協議会にかかわらず、市民の皆様、いろんな部分で不安や懸念を持っているというふうに思

うので、そういった部分については利害関係者からの意見ということで出されているといった部分もあるので、専門委員会からの審議結果が出たあとに、そういった部分、市の考え方も含めて、何らかの形で公表していきたいというふうに考えている。

○能登谷 公委員

- ・ ということは、33町会の方々に、そういう専門委員会の中で出た部分の中で、今一度説明をすることで理解してよいのか。

○環境部長（高橋 良弘）

- ・ 先ほど申し上げたように、要望があった際に、回答が必要ですかということでお聞きしたら、それは回答不要だということでお聞きもしているし、あと今申し上げたように、利害関係者の意見にある程度集約されているという部分もあるので、そういった形で町会の皆さんの思いという部分も含めて、懸念されているような部分、そういった部分は何らかの形で公表するといったことで考えているので、御理解いただきたいと思う。

○佐々木 信夫委員

- ・ 先ほど来、本間委員から都計審の話が出ているが、私も議会側の5人のうちの一人の都計審の委員だが、実は4月26日に都計審の会議があって、その中でこの施設に関して北海道都市計画審議会の付議に伴う意見聴取ということで議案が出され、実は明日、北海道のほうに行って都計審の意見ですか、それを申し述べるということだが、実はもらった資料の中で、この設置位置、基準だが、その中でまちづくりの観点から周辺環境の保全への配慮を図るために函館市が定めた立地基準に適合した場所であると。適合した場所であるというふうになっていて、先ほど部長のほうから三法の話も出たが、この産廃施設の指導要綱の中で三法、都市計画法、建築基準法、廃掃法、三法あるが、この中でそれぞれ三法は、三つは対象範囲、手続は異なるということで、不整合が生じかねないということで、三法の取り扱いを一体化、統一化するという事になっている。要するに、この言っていることは、三つあるが、それぞれの目的が違うが、その統一をしようということだが、最初に申し述べた、立地基準に適合した場所であると、こういうふうに言っているが、これはどの時点で誰が集まって決めたのか。まず、それからお聞きする。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、立地位置の部分についての御質問だが、立地位置については、指導要綱の中に立地基準があって、その中で施設を建ててはいけないという地域、区域が、21の区域、市として守るべき区域があり、指定している。今回、事業者のほうから、その場所が要は立地基準から含まれてないというか、そういう地域なのかどうなのかと、建てるのが可能なかどうかというようなものが、指導要綱の中で事前協議という形で、市に対して協議をしている形になっている。その中で、その場所については、都市建設部が主催している土地利用調整会議というものが、関係部局が集まって行う会議があるが、その中で立地基準、それから各部局で持っているいろいろな土地の利用計画だとか、そういうものを照らし合わせて、立地基準上、市の土地利用計画上、支障がないかどうかという判断をしている。その判断を持って、事業者のほうには、今回の計画地については立地基準上適合しているというふうにして回答しているところである。

○佐々木 信夫委員

- ・ 立地基準には適合しているから、だけど、先ほどもう申し述べた三法のある程度一体化するんだと、三つ異なるが、一つ、ある程度考え方をまとめて、この文言から読み取れば、基準、いいのではないかとこのゴサインは出ているんでしょ、これ。この文言からいけば、立地基準に適合しているということは、廃掃法だとかいろいろあるが、いろいろ先ほど本間委員がやり取りしていることも含めて、立地するというで決めたのではないか。どうなのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今の御質問の部分についてだが、あくまでもその場所が、要は大丈夫なのかどうなのかということは、実質そのあとに出てくる事前審査だとか、今回いろいろ指摘もあった、そこが地滑り地形ではないかだとか、そういう部分について、いろいろボーリング調査だとかいろんなものを調査して、本当にその場所が設置できるかどうかというのは、また別な議論になると思っているので、あくまでもそういう基準から、市が守るべきところを21区域定めているが、それ以外の区域であるかどうかというものを確認したということである。

○佐々木 信夫委員

- ・ 最初に申し上げたとおり、立地基準に適合した場所であるということは、素直にこれから読み取れば、いいんだと、これ誰でも思うのではないか。だから、三法あるが、いろいろ三つ異なるが、一つ、早い話が、三つの部署に分かれるが、それ三つが銘々言えばまとまらないので、ある程度まとめた意見として立地基準に合っているという、僕はそういうふうに取り扱っているが、当然やりとりした内容も今後いろいろ出てくるんだと思うが、明日、北海道の計画審議会の予備審、都計審ではいいですよと、そんなに異論、地滑りとかいろいろあったが、総体的に異論はなくて進んでいるのに、この辺の扱いというのを、後ほど結論が出るんだろうが、この辺というのはきちんと適合していると明言しているのに、いや、こういう資料がなければいいが、適合しているとかきちんと書いていないならいいが、きちんと適合してますよと書いていて、この辺の扱いというのは、僕はよくわからない。

○環境部長（高橋 良弘）

- ・ 今、佐々木委員から位置の部分もあったが、都市計画審議会の部分については、あくまでもその立地する場所がどうかといった部分があるので、あと私どもについて、廃棄物処理法に基づいてその施設がどうなのか、維持管理も含めて施設がどうなのかということをやっているんで、これをもって、ではこの施設全体が許可なのかということではなく、あくまでもその場所、その場所がどうなのかということで、都市計画審議会で審議されているということで御理解いただきたいと思う。

○佐々木 信夫委員

- ・ いや、意味はわかる。今後のスケジュール、さっき部長がおっしゃった意味はわかるが、そうすれば、まだまだ審議というか、時間がかかるということで受けとめてよいのか。僕はそうもっていない。今後、予備審だとかいろいろなスケジュールは確かにあるが、流れとして、ただ、委員会としての扱いも、だからある程度もう決まっているとは、はっきり言える話でもないからあれだが、方向性としてはその流れでいっている中だと思うが、まだまだ、いやいや、部長が言うように審議、いろいろ問題が出てくるんだというふうになれば、我々はこれで委員会としては終わりだが、この辺の扱い

というのは慎重になるのかなというふうなことも捉えるが、どうなのか。

○委員長（小山 直子）

- ・ 調査の進め方については、また後ほどということで、環境部のほうに何か発言はないか。（なし）
- ・ ここで理事者は退室願う。

（環境部退室）

○委員長（小山 直子）

- ・ それでは、佐々木委員から今、今後、この委員会として、この調査をどうしていくのかというお話があったが、今、先ほどお話しもあったが、北海道都市計画審議会へ審問をすると。それから、都市計画法の開発行為許可のための函館市開発審議会に付議をして、それを経てから、支障がなければ、各法に基づく許可がこれからされるという形になってくる。それから、専門委員会のほうも、まだ3回目までしか終わっておらず、3回目でもう少し修正しなければいけないという点を第4回目できちんと確認をするということになっている。4回目がある。で、井戸のことも、井戸の場所が変更になったので、そこで今、調査を行っていて、その井戸水が本当に出るのか出ないのかという、そのところもはっきりするという形の中で、それらが全部クリアしてから許可になるという流れにはなると思う。
- ・ そういような流れになっているが、私たちとしても1年半にわたり、この施設について、施設設置計画の概要について調査を行ってきたということで、その間、周辺の住民から生活環境への影響についての心配のお話があったり、要望書が出たりということがあったので、そのことについて特に重点的に調査を行ってきた。
- ・ 今、3回目の専門委員会の調査が終わり、4回目は、その指摘がある程度まとまって、きちんとクリアできるというめどは立っているというふうには環境部のほうからお話は伺っている。そういう状況になったので、私たちの委員会としてこれからどうするのかというところであるが、きょうが最終の委員会という形になる。
- ・ それで、正副としては、改選の時期ということなので、一度私たちの委員会としては調査の区切りをつけて、以降の調査については、今後、専門委員会で調査審議の結果、市長にその報告書が出される。そういう報告書の内容を踏まえ、改選後の委員会で、委員の皆さんの判断で調査をすとか、いや、しばらくはしないとかというふうに、判断については次の委員会の方に委ねてはいかがかなどいうふうに思っているが、どうか。

○福島 恭二委員

- ・ その委員会を次の委員会にということは、継続審議で次の委員会に渡すということになるのか。

○委員長（小山 直子）

- ・ いいえ。今回、私たちの委員会の調査はこれで終了しますというふうに閉じて、新たな改選後の委員の皆さんが、その市へ出された報告書を読んで、調査が必要ということであれば、調査をしていただければいいしということで、こちらとして継続して調査をしてくださいというような動きにしないほうがいいのかなど。

○福島 恭二委員

- ・ いや、そうであればいいが。やはり委員会は委員会として責任を持ってきちんと整理する、一回。で、あと、それぞれ問題点が出たら、議論するのは当然。それは否定するものではないから、いいんだけど。我々のこの委員会として、現時点の委員会として、調査が終わったのか、終わらないのかという宣言をするか、しないかの違いだと思うので、そこだけはっきりしていればいいかなと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ 正副としては、これで調査を終わりにしたいというふうに思っている。いかがか。

○福島 恭二委員

- ・ これまでの流れからすると、先ほどの説明からいっても、いろいろ疑問点が出されたが、私どもとしては、私としては、答弁されたことについては一定程度理解するので、それについて対応しているなという感じがするので、私はそれでいいかなと思っている。

○本間 勝美委員

- ・ きょうは傍聴の方も来ているが、多分、なかなか専門的でわかりづらいような議論だと思う。きょうで終わりというのは、改選、市議員が当選して、2年たつとすべての委員会の構成が変わりますよという意味でのきょうで最後という意味だと思うが、調査自体は、まだまだわからない点もあるので、決して終わってはいないと思う。ただし、改選の時期を迎えたということで、一区切り、私も含めたこのメンバーでの、委員での委員会としては一定のめどをつけたいということだと思う。結論はついていませんということで受け取ってよいか。

○委員長（小山 直子）

- ・ はい。では、よろしいか。

○吉田 崇仁委員

- ・ 今回で一応区切りをつけて、新たな中間改選で委員になった方々が、これまた、やるもやらないもやっていくべきだなというふうに感じており、これは一応のめどはつけなければならないと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ それでは、私どもの委員会、このメンバーでの委員会での調査については、これで区切りをつけたと思う。
- ・ それでは、そのように確認をさせていただく。
- ・ 本件について、他に各委員から発言はないか。（なし）
- ・ それでは、以上で本件を終了する。
- ・ 閉会中に委員会が行った調査については、次の定例会で報告することとなるが、委員長の報告文については委員長に一任願いたいと思う。これに異議あるか。（異議なし）
- ・ なお、先ほどもお話ししたとおり、報告については改選後の民生常任委員長が行うこととなるので、御承知置き願う。
- ・ 議題終結宣告

3 その他

○委員長（小山 直子）

- ・ 各委員から何か発言あるか。(なし)
- ・ 散会宣告

午前11時37分散会